

【概要版】

中小企業被災資産復旧緊急対策費補助金 (被災小規模事業者復旧支援事業) の公募について

1 概要

令和7年2月26日から大船渡市で発生(同日、災害救助法適用)した大規模林野火災(以下「林野火災」という。)により被災した小規模事業者が行う事業再建の取り組みを支援するため、補助金を交付するものです。

2 補助対象者

大船渡市内で事業を営んでいる小規模事業者で、林野火災により事業用資産が被災したこと、かつ当該資産の復旧により、事業を継続する意思を有していること。

3 補助対象事業

林野火災により被災した事業用の施設又は設備(以下「被災資産」という。)のうち、事業再開のために不可欠な被災資産の復旧(施設の修繕又は設備の取得・修繕に限る)をする事業に要する経費(令和7年2月26日以降に実施した復旧事業であれば、交付決定前であっても遡及適用可能)

4 補助率・補助上限・補助対象経費

- (1) 補助率：4分の3以内
- (2) 補助上限：3,000万円
- (3) 補助対象経費

施設(及びその附属設備並びに構築物)の修繕に要する経費、
設備の取得・修繕に要する経費

5 大船渡市の補助金について

林野火災の被災事業者への施設設備の復旧事業は、この事業のほか、大船渡市でも実施しています。申請先については、事業者規模、復旧方法で申請先が異なりますので、お間違えのないように、申請願います。(小規模事業者については、補助対象の復旧資産が重複していない場合には、県や大船渡市へそれぞれ申請のうえ、併給が可能です。)

【申請先】

事業者規模	復旧方法：施設の取得	復旧方法：施設の修繕、設備取得・修繕
小規模事業者	大船渡市への申請 (6/18 公募開始予定)	県への申請
中小企業		大船渡市への申請 (6/18 公募開始予定)

※そのほか、別紙「申請先の一次判定フロー」も参考としてください。

6 スケジュール

項 目	実施時期
応募受付	令和7年6月12日(木)～9月30日(火)17時まで
交付決定	受付※から概ね2週間程度 (提出書類の過不足や、記載内容の誤り、確認事項等がない場合)
補助事業終了	令和8年1月31日(土)

※ このスケジュールは予定であり、応募件数、審査の状況等により前後する場合があります。

別紙：申請先の一次判定フロー

※あくまでも「申請先の簡易的な判定」であり、公募要領の補助要件等に合致しない場合、補助金を交付できない可能性があります。

